

# まずは財産の把握 特例・特典の活用も

三輪厚二税理士事務所 所長・三輪厚二氏に聞く



「相続なんて自分に関係ない」って思っていた人も、税制改正後は、かなりの人が対象に取り込まれることになる。財産をどうと考えるなら、生前からきちんとして相続対策を講じなければなりません。とはいえ、税に関する知識や情報をほとんど持っていない人は、何を誰に相談していいかわからないので、あえて、税理士に相談してみようと考えられるのではないかと思います。

▼積み上げ報酬体系  
相談料や相続の申告報酬は、いくらかかわらないケースが多々ある。二の足を踏まれる人も多いのではないのでしょうか。

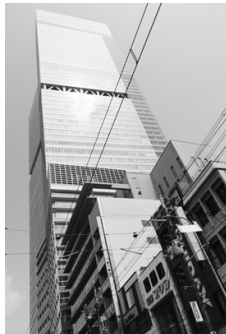
しかしながら、実際には、相談料や相続の申告報酬は、いくらかかわらないケースが多々ある。二の足を踏まれる人も多いのではないのでしょうか。

2015年から本格スタートする新しい相続税の課税体系。基礎控除の引き下げなど負担増につながりそうな点は多いが、実際この程度の負担になるのか、現時点で正確なところを把握することは難しい。しかし所有する財産の価値がある程度把握できれば、このように対処すべきか、心構えができるきっかけにはなっています。

## 基礎控除引き下げなど 贈与などの活用で対応

国税庁が7月に発表した13年の路線価。主要道路に面した土地の1平方メートルの標準価格、相続税や贈与税の算定標準となる。全国では、年連動下落となったが、下げ幅は縮小している。

路線価で財産把握を  
国税庁のホームページなどで公開されている自宅周辺の路線価、敷地の形状などによる補正を加え、敷地面積をかけた、概算の相続税評価額が算出できる。家屋は土地の1動前後というのが最近の「相場」のようだ。これに株



高さ日本一の「あべのハルクス」部分開業で、周辺エリアの路線価は大幅に上昇

式々の有価証券、預貯金や現金等の金融資産を加えれば、財産の規模が把握できる。これが基礎控除を下回って、相続税の課税対象にならないだろうが、基礎控除は市から現行制度の0割に引き下げられる。

都市部などに一定規模の自宅を所有し、かつそれ以外の金融資産を持っていない、一般的なサラリーマン家庭であっても、相続税に向き合わざるを得なくなる可能性がある。特に京阪神地区は、開業などにより路線価が大幅に上昇している地区もある。

## 明確報酬で専門家のアドバイス

か。そうした不安を解消していただくため、当事務所では報酬の全てを明確にしています。そして、申告報酬については、わかりやすい財産評価報酬の積上げ方式の「SPシステム」を導入しています。土地や建物などの不動産をはじめ財産の評価を何件したのか、その件数事前に設定した単価から、明確に報酬額を算出します。相続人の数などに応じて、見積りも必ず提示することが可能です。

相続される方の理解が得られないのではないかと考えています。財産が多ければ、税理士が対応すべき業務が多くなるという面は、確かにあります。金融資産も預金が一本化されていない場合には、内容をチェックするに時間がかかります。また、権利関係の複雑な不動産をチェックする場合にも、時間がかかる

の数が比較的少ない、金融資産などの比率が高い方などは、特に報酬に割感を感じていただけないです。料金体系も分かりやすいので、ホームページからの問い合わせが多いのも特徴です。当事務所は、専門家として相続に関するノウハウを長年積み重ねてきました。贈与の積極的な活用や生前遺産分割などの手法を提案させていただ

積組「SPシステム」を立ち上げました。入金年会費も不要です。登録していただいた方には、相続の相談だけでなく、不動産活用や融資のご相談、広大地の簡易判定、事業承継などの相談なども初回無料で対応させていただきます。

メールで税務情報を発信するサービスや、相続税の申告報酬を割引サービスなど

り、想像していた以上に重い相続税が課せられる場合があります。また、宅地などに関する各種特例などがあるため、税負担は減免されるケースもある。特に新制度下では、こうした特例の適用拡大もその見直しもセットで盛り込まれているので、必ずしも税負担が激減に重くなることは断言できません。

税負担の軽減に有効な手段の一つは、生前から贈与などを活用し、財産の規模を圧縮すること。相続に関しては負担増となる要素が多いが、子や孫など子孫への所得移転を促す贈与に関しては、多くの特典が設けられているのが、今回の精算改正のポイントでもある。孫に対する教育資金の一括贈与制度など、すでに利用が拡大している仕組みが自立。

ただし、贈与して認められ、親族にできるだけ多くの財産を残すという願いを裏切らないように、定められた要件をきちんと満たすことが必要だ。細かい税務に精通してない素人が自己判断で処理すると、かえって税負担が重くなるリスクがある。

まずは自分の財産の状況の把握、そして事前に親族に財産を残す手法が利用できるかどうか検討するというのが、スムーズに始められる相続対策といえます。

日本経済新聞

2013年(平成25年)9月19日(木曜日)に掲載されました。

三輪所長の著書の紹介  
**「生前遺産分割」で財産を守れ**  
 相続税は、もはやお金持ちだけにかかる税金ではなくなりました。これからは、生前対策をしっかりと行わなければなりません。本書では新相続税の攻略法を盛り込み、相続税増税に備えた新相続対策を幅広く紹介しています。

三輪厚二税理士事務所 TEL:06-6209-8393

えずにすんだ方でも、税の負担に無関心ではいけない時代になりつつあります。税負担を軽減するためには、事前の対策が不可欠です。分かりやすく税に関する知識を深めてもらうと同時に、それぞれのケースに応じて、効果的な備えをきめ細かくアドバイスしていきます。  
(近畿税理士所属)